

兵庫県資源循環推進計画（仮称）策定に向けた主なご意見  
（令和4年度第1回廃棄物部会 R4.10）

番号	部会でのご意見	方向性
1	循環社会ビジョンでは、ものの循環にエネルギー含めて考えており、本計画の改定にもこの考え方を盛り込むべき。	資源投入量・消費量の抑制の考えを含めた新計画を策定する方向で検討を進めています。
2	計画に終わらせることなく、環境の保全と創造に関する条例の中で資源循環の項目を見直して規定すべき。	条例の項目については引き続き検討を進めていきます。
3	プラスチックを減らすのではなく、循環を進めればよいという考え方でよいのか。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 3Rは、まずは使用削減から始まると考えており、製造・流通・消費等の各段階で使用削減を進めます。
4	資源循環の計画であれば、プラスチックの問題と食品ロスの問題を最低限軸として入れるべき。	プラスチック、食品ロスについて、新計画に軸として盛り込みます。
5	プラスチックについては、有料化などの方法を使って、使い捨てプラをなくしていこうという方向にある。いかにリデュースしていくか。県として、一つのはっきりとした目標を立て、リデュースのために、メーカー、流通、消費者がどう貢献できるか、そのための対策、数値目標を示す。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 プラスチックの使用削減及び焼却量の削減を最重要テーマと考え、指標及び製造・流通・消費等の各段階での施策の項目を示しています。
6	消費者の立場では、なぜ生産段階で原材料の包装を流通に合わせるのか、他方、商品に利便性を求めることも抜きにはできない。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 プラスチックはその利便性のため、生活・社会活動のあらゆる場面で使用されていることから、プラスチック代替や使用の見直しの可能性等の状況も踏まえながら、3Rを進めていきます。
7	廃棄物を減らすことでCO <sub>2</sub> の排出にどう効果が出るか。人々はライフサイクルでの環境負荷を見始めている。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 素材や製品のライフサイクル・サプライチェーン全体での資源循環による脱炭素化について、技術開発動向を踏まえながら施策へとつなげていきます。
8	廃棄物の処理や資源循環によるバーゲン資源の使用削減、流通の工夫等でカーボンニュートラルにおいて効果が期	国の2050年カーボンニュートラルシナリオでは、資源循環が他分野の温室効果ガス排出量の削減に貢献できる余

	待できる。	地が 36%程度あるとしており、本県でも取り組んでいきます。
9	事業系一般廃棄物の発生メカニズム等については、エビデンスベースで資料を収集し、結果を載せる。	事業系一般廃棄物は、事業者から市町を介さず直接、処理業者に処理委託されるルートもあり、行政で統計データを把握することが難しい面もありますが、域内の資源循環・廃棄物処理のフローについて、国の動向に注視しつつ検討を進めていきます。
10	家庭ごみの経年変化のデータ等をみると、もうこれ以上、下がりようがないとも読める。	取組が可能な部分とそうでない部分を見ながら、県民の皆様だけに過度な負担とならないよう、可能な範囲での協力をお願いしていく。
11	日本社会全体のある種の成熟、停滞のようなことが廃棄物の関連にも生まれてきており、構造面の改革をやらないといけないという方向の打ち出しの材料とすべき。	2050年のカーボンニュートラルに対応可能な廃棄物処理・資源循環システムとなるように、市町のごみ処理施設や動脈協働の循環産業システムの構築を目指していきます。
12	資源を循環させ、発生量、供給量を抑える、廃棄物量を抑えるという考え方が重要。供給量と廃棄量との差を抑え、どう資源循環したかを把握する。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 新計画は、製造・流通・消費等のあらゆる段階で循環に配慮する計画とします。 供給量については全国ベースでの把握しかできず、県が有する統計情報だけでは、県や近畿といった単位での把握ができませんが、引き続き、国の動向等、資源循環フローの把握方法の検討を進めていきます。
13	廃棄物処理計画がベースなので、2030年目標を考えると、現在の焼却工場や廃棄物処理施設はどのくらいの能力があるか、それからしてどれくらいごみが出せるか、どれくらいに抑えないといけないかというようなことがもう少し見えるようにしてあるとよい。	ごみ処理施設の整備や資源循環への協力には住民の理解と協力が不可欠なことから、ごみ処理・資源循環の見える化は重要と考えます。ホームページに加え、SNSなどITも活用した啓発方法を検討していきます。
14	計画策定の経過で検討された資料は適切に保管し、計画に書き込めなかったことについてもアクセスできるようにしておくべき。	計画に記載できなかった内容についても、資料を保管し、必要な検討を進めていきます。
15	欧州のサーキュラーエコノミーの中核的な政策は義務的な拡大生産者責任だが、県では難しく、自主的な行動変容につなげる部分は、個別的なリストにならざるを得ない。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 プラスチック製品の自主回収・リサイクルなど、動脈側の自主的な行動については、プラスチック資源循環コンソ

		ーシムでの公民連携での取組の活用などにより促進していきます。
16	計画の実行主体を明確にすべき。誰が何のためにするのか。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 新計画は、製造・流通・消費等のあらゆる段階で循環に配慮する計画とし、各主体の役割をわかりやすく啓発していきます。
17	県として、プラスチックをなくすのか、減らすのか。生分解性プラスチックは使ってよいとするのか。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 カーボンニュートラルの観点からも、プラスチックの使用削減及び焼却量の削減に取り組みます。 その上で、プラスチックとして必要なモノについては、素材の生分解性プラスチックへの転換を促進します。
18	使い捨てプラスチックを使わないと宣言するとしても、使い捨てプラスチックはどのようなものか議論する必要がある。目標設定としてありうるメニューがあるか、どの経済断面、県民からの見えやすさ等の基本的なスコープをどう設定するか。	プラスチック資源循環検討会でも検討しました。 使い捨てプラスチックはワンウェイプラスチックと同義で使用されており、主なものとして容器包装のプラスチックやカトラリーなどがあげられます。 カトラリーの受け取り拒否等についてはプラスチック資源循環促進法の規定により小売業者において取組が進んでいますが、県としてその取組度合いを把握することができません。 このため、県では、統計データから把握できる指標として、プラスチック焼却量の減少程度をみることで、容器包装のプラスチックや製品プラスチックが焼却されずに、3Rに回っている量の目安とすることを考えています。